**自動車運転評価モデル事業　（平成28年度からの流れについて）**

資料８

高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業は既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを実施している。

平成２８年度からモデル事業の運営を円滑に行うため、大阪府と堺市の実施主体を分け、独立した形で行うこととした。なお、事業の流れや実施している検査内容は、引き続き大阪府と堺市において共通の内容で実施し、検証等の作業は大阪府と堺市のケースを併せて行う。

**自動車運転評価モデル事業　平成２８年度からのフロー図**

**堺市**

【生活リハビリテーションセンター】

ステップ１

面談と事業参加の申込み

【生活リハビリテーションセンター】

ステップ３

神経心理学的検査の実施

【阪和鳳自動車学校】

ステップ４

適性検査及び実車評価の実施

【堺市内医療機関】

ステップ２

外来受診

【堺市内医療機関】

ステップ５

外来受診

（医師診断書の作成）

【大阪府障がい者自立相談支援センター】

ステップ１

面談と事業参加の申込み

【大阪府立急性期・総合医療センター】

ステップ２

リハビリテーション科外来受診

【大阪府立急性期・総合医療センター】

ステップ３

神経心理学的検査の実施

【阪和鳳自動車学校】

ステップ４

適性検査及び実車評価の実施

【大阪府立急性期・総合医療センター】

ステップ５

リハビリテーション科外来受診

（医師診断書の作成）

**大阪府**

大阪府・堺市のOTが

共同で乗車

することもある